受付終了

働き方改革推進セミナー
（同一労働同一賃金への対応）

2020年4月1日施行

〇パートタイム・有期雇用労働法により

☆正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けることが禁止されます

☆待遇の差に関する説明義務が強化されます

☆行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ＡＤＲ)が整備されます

※処遇格差に係る法令・裁判例等の動向について詳しく解説します

入場無料

◆　日時

〇仙台会場　　令和元年６月13日（木）13:30～16:00

仙都会館５階Ｂ会議室　（定員８０名）

（仙台市青葉区中央二丁目２番10号 TEL:022-222-4188）

※定員に達した場合、締め切らせていただきます。

◆　内容

１	「働き方改革」（同一労働同一賃金）への対応 ～処遇格差に係る法令・裁判例等の動向について～	90分
２	「「働き方改革の推進」に役立つ労働関係各種助成金について」	１０分
３	「働き方改革関連法ついて」	１０分

※　説明会終了後、会場内で個別相談会を実施します。

◆　対象者　　事業主、人事労務担当責任者、労働者　等

◆　お問い合わせ先……宮城労働局雇用環境・均等室（TEL:022-299-8844）

◆　申込方法……宮城労働局雇用環境・均等室あてFAXでお申込みください。

・・・・・・・・・・・・・（このまま送信してください）・・・・・・・・・・・

参加申込書（FAX　０２２－２９９－８８４５）

参加会場	仙台（6/13）	
事業所名 （連絡先電話番号）	受付終了 （　　－　　－　　）	
参加者①	（所属）	（氏名）
参加者②	（所属）	（氏名）